

2024年6月から「介護保険サービス利用料」が 変わります

介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるようにするための取り組みです。ご理解いただけますよう、お願いいたします。

2024年度介護職員の処遇改善加算 改正のポイント

☑ 介護現場における人材確保を更に推し進めるため、令和6年6月以降、**処遇改善のための加算充実策を講じます。**

☑ この加算は、既に**9割以上**の事業所[※]で利用されており、この加算による介護報酬の上乗せ分は、介護職員などの職員の処遇改善に充てられています。

※：対象となる介護サービス事業所に対する、取得事業所の割合

☑ ご利用の介護サービス事業者がこの制度を利用・申請した場合、**6月以降、介護サービス利用料が上がる可能性があります。**

※：ご不明点は以下の相談窓口まで。

【参考】

利用者の皆さまの負担が過重にならないよう、自己負担額が、一定額[※]を超えた場合、申請により払い戻される仕組みなどがあります。（高額介護サービス費）[※]：所得に応じて設定
また、処遇改善加算は区分支給限度基準額外のため、現在利用されているサービスの回数や時間への影響はありません。

詳しくは自治体またはケアマネジャーや介護サービス事業者の相談員にお尋ねください。

【厚生労働省の処遇改善に関する相談窓口】

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

関係情報はこちら
（随時更新）⇨



高額介護（介護予防）サービス費の概要について

月々の介護サービス費の自己負担額が世帯合計（個人）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給し、自己負担を軽減する制度。

所得段階	所得区分	上限額
第1段階	①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
第2段階	○市町村民税世帯非課税で〔公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額〕が80万円以下である場合	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	○市町村民税世帯非課税 ○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯24,600円
第4段階	①市町村民税課税世帯～課税所得約380万円（年収約770万円）未満 ②課税所得約380万円（年収約770万円）以上～同約690万円（同約1,160万円）未満 ③課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上	①世帯44,400円 ②世帯93,000円 ③世帯140,100円

●個人の高額介護（介護予防）サービス費の支給

$$\text{(利用者負担世帯合算額 - 世帯の上限額)} \times \frac{\text{個人の利用者負担合算額}}{\text{利用者負担世帯合算額}}$$

⇒ 高額介護サービス費の支給：保険給付の1割（または2割・3割）負担分の合計額が上限額を超えた場合、申請により超過分が払い戻される。